

佐世保工業高等専門学校図書委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の図書館の運営及び研究報告の編集・刊行に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 図書館の運営に関する事項
- 二 その他図書館に関する事項
- 三 研究報告の投稿原稿の採否・掲載に関する事項
- 四 その他研究報告の編集・刊行に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 図書館長
- 二 各学科の教員から選出された者 各1人
- 三 基幹教育科の教員から選出された者 2人
- 四 総務課長

2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第2号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、図書館長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。